

**別紙 料金表**

【基本料金】（月額） 地域加算（区分）＝10,83円（3級地）

	小規模多機能型居宅介護費	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,438単位	¥3,723	¥7,447	¥11,170
要支援2	6,948単位	¥7,525	¥15,049	¥22,574
要介護1	10,423単位	¥11,288	¥22,576	¥33,864
要介護2	15,318単位	¥16,589	¥33,179	¥49,768
要介護3	22,283単位	¥24,132	¥48,265	¥72,397
要介護4	24,593単位	¥26,634	¥53,268	¥79,903
要介護5	27,117単位	¥29,368	¥58,735	¥88,103

【食事・宿泊料金】

朝食	¥410
昼食（おやつ込）	¥610
夕食	¥510
弁当	¥410
1泊	¥3,000

【通常の事業実施区域を越えて行う送迎費用】

事業所から概ね1km未満・・・¥100（片道）
上記から1kmを超えるごとに・・・¥50（片道）

【加算】

※下記の加算は、算定要件が合致した場合にご請求させていただきます。

加算名	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	¥32	¥65	¥97	*1
認知症加算Ⅰ	800	¥866	¥1,733	¥2,599	*2
認知症加算Ⅱ	500	¥542	¥1,083	¥1,625	
看護職員配置加算Ⅰ	900	¥975	¥1,949	¥2,924	*3
看護職員配置加算Ⅱ	700	¥758	¥1,516	¥2,274	
看護職員配置加算Ⅲ	480	¥520	¥1,040	¥1,560	
訪問体制強化加算	1000	¥1,083	¥2,166	¥3,249	*4
総合マネジメント加算	1000	¥1,083	¥2,166	¥3,249	*5
科学的介護推進体制加算	40	¥43	¥87	¥130	*6
サービス提供強化加算Ⅰ	750	¥812	¥1,625	¥2,437	*7
サービス提供強化加算Ⅱ	640	¥693	¥1,386	¥2,079	
サービス提供強化加算Ⅲ	350	¥379	¥758	¥1,137	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数に1000分の102に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数に1000分の76に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位数に1000分の42に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅳ	加算Ⅱに100分の90に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅴ	加算Ⅱに100分の80に相当する単位数				
特定介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算Ⅱに1000分の15に相当する単位数				
特定介護職員処遇改善加算Ⅱ	加算Ⅱに1000分の12に相当する単位数				

- \*1 登録した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数が加算されます。また30日を超える入院後に、利用を再開する時も同様です。
- \*2 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の場合、加算Ⅰが算定されます。主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡで要介護2の場合、加算Ⅱが算定されます。
- \*3 Ⅰ常勤看護師を1名以上 Ⅱ常勤准看護師を1名以上 Ⅲ常勤換算法で1名以上配置していること。
- \*4 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。延べ訪問回数が1か月当たり200回以上であること。
- \*5 随時、介護支援専門員・看護師・介護職員・その他関係者が共同し小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うこと。地域における多様な活動が、確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、行事や活動に積極的に参加していること。
- \*6 利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービス適切かつ有効に提出するために必要な情報を活用していること。
- \*7 研修計画を作成し、研修を実施又は予定していること。介護従事者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。
  - (Ⅰ) 介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上
  - (Ⅱ) 介護福祉士の占める割合が50%以上
  - (Ⅲ) 以下のいずれかに該当すること
    - ①介護福祉士が40%以上
    - ②常勤職員が60%以上
    - ③勤続7年以上が30%以上